

## はやま農地マッチング支援サービス実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、農地の貸借もしくは譲渡及び譲受（以下「貸借等」という。）に関する情報収集及び情報提供を行うことにより農地の有効利用、担い手農家の営農規模の拡大及び新規就農の促進を図り、休耕地の発生防止又は解消に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 氏名及び連絡先等の情報で、個人が特定されるもの
- (2) はやま農地マッチング支援サービス 貸借等を希望する土地所有者や該当農地について情報を収集し、貸借等を希望する者（以下「希望者」という。）に情報提供するサービス(以下「支援サービス」という。)をいう。

### (支援サービスへの登録申請)

第3条 支援サービスへ登録を希望する者は、はやま農地マッチング支援サービス登録申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により申請した者（以下「申請者」という。）が、前項の申請に係る土地を共有持分の所有者として管理する者の場合は、全ての持分の所有者からの同意があった場合に限り申請を受け付けるものとする。
- 3 町長は、申請者が、第1項の申請に係る土地を所有者の相続人として管理する者の場合は、全ての相続人からの同意があった場合に限り申請を受け付けるものとする。
- 4 申請者は、第1項による申請内容に変更が生じた場合は、速やかに町長に変更内容を申し出なければならない。

### (支援サービスへの登録基準)

第4条 町長は、前条第1項の規定による登録申請があった場合は、次のいずれかに該当する場合を除き、登録を認めるものとする。

- (1) 登録申請が、農地所有者等真正な権利者以外の者から行われた場合
- (2) 登録申請の対象農地にその土地を利用する権限を有する第三者がおり、その者の同意が得られる見込みがないと認められる場合
- (3) 登録申請の対象農地の休耕地化が進み、再生利用が不可能と判断される場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、町長が適当でないと判断するとき。

### (農地情報の公開)

第5条 町長は、前条第1項の規定により登録が認められた場合は、農地情報シート（様式第2号）により当該農地情報を町ホームページ及び産業振興課窓口において掲載するものとする。ただし、申請者が町ホームページでの公開を希望しない場合は、産業振興課窓口でのみ公開するものとする。

（支援サービス登録の抹消）

第6条 町長は、貸借等のマッチングが成立したとき又は登録申請があった翌年の4月1日から起算して5年が経過したとき、申請者から取下げの要望があったときは、支援サービスの登録を抹消する。ただし、再度の登録申請を妨げない。

2 町長は、支援サービスに登録した土地が第4条各号に該当すると認めるときは、登録申請があった翌年の4月1日から起算して5年が経過しないときであっても登録を抹消できるものとする。

（農地の維持管理）

第7条 支援サービスに登録した土地に関する貸借等の契約が成立するまでの間、当該土地の維持管理は、申請者が行うものとする。

（貸借等の交渉希望）

第8条 申請者と交渉を行いたい希望者は、農業経験確認書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申出があった場合には、次に掲げる場合を除き、交渉のための情報提供を行うものとする。

- (1) 権利の設定をする当該農地を自ら耕作の用に供する見込みがない、又は農地法（昭和27年法律第229号）の許可申請等の必要な法令手続を完了する見込みがない場合
- (2) 過去に農地法その他関係法令に違反する行為を行う等、当該農地について農地として利用しないおそれがあると認められる場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、町長が情報提供することを適当でないと認める場合

（交渉にあたっての情報提供）

第9条 町長は、希望者から前条第1項の規定による申出があった場合で、前条第2項に該当しないと認められるときは、申請者及び希望者による交渉を目的として、申請者に希望者の個人情報や希望条件を情報提供するとともに、希望者に申請者の個人情報を情報提供することについての同意を得るものとする。

2 情報提供を受けた申請者及び希望者は、前項の規定によって知り得た情報を第三者に提供してはならない。

(マッチング成立後の手続)

第 10 条 支援サービスを利用して貸借等のマッチングが成立した場合は、申請者及び希望者は、速やかに農地法の許可申請等の必要な法令手続を行わなくてはならない。

2 マッチング成立後の手続に関する一切のトラブル等は、当事者間で解決するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。